美しい道づくり
国道 13 号道路景観改善検討

# 十文字地区道路景観検討会速報

VOL6
平成 18 年3月発行
国土交通省
湯沢河川国道事務所
道路管理課･調査第二課

**このニュースペーパーは、国土交通省湯沢河川国道事務所が進めている「十文字地区道路景観検討会」の検討状況について地域の皆様にお知らせするものです。**

## ▼第６回検討会を開催しました

平成 18 年3月 15 日水曜日に十文字町幸福会館で開催し、これまでの道路景観改善のあり方について確認し、これからの十文字地区の道路景観改善の進め方について検討しました。

### ■　国道１３号における道路景観改善の基本方針

#### (1) 幹線道路としての景観機能　～安全で円滑な通行、地区のイメージの印象づけ～

道路は、交通機能と空間機能をもっており、幹線道路としては、通行機能の役割が大きくなります。また、都市のイメージを形成する上で道路は一つの大きな要素となっています。

道路の景観形成では、連続した景観と単景観の 2 つの見え方があります。

このなかで、幹線道路としての景観が持つ機能としては、道路の安全で円滑な通行の実現と地区のもつイメージを印象付ける 2 つの機能を持っています。

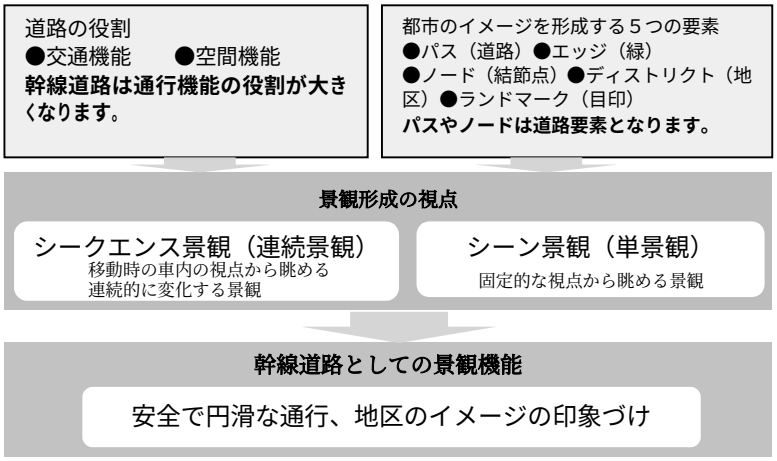


#### (2) 幹線道路としてのデザイン基本方針　～動的景観に配慮し、場の風景に馴染むシンプルなデザイン～

道路を構成する景観要素は、路面やマーキング、道路付属物など本来、交通安全性を向上するために設置されるものであり、地区としてのイメージを創造するために設置されるものではありません。

地区のイメージ形成は、沿道にある建造物や田畑、遠景の山々などの風景が主体性をもって、イメージを創出するものであることから、道路を構成する路面や道路付属物等においては、必要以上のデザインの主張は行わず、色、形状等においても周囲の景観を阻害せず、場の風景に馴染んだシンプルなデザインを行うことが望ましい。

幹線道路としてのデザインは「動的景観に配慮し、場の風景に馴染むシンプルなデザイン」を目指していくことが必要です。

#### (3) 十文字地区道路景観改善の基本方針～安全で快適な、地域の個性あふれる美しい道路景観形成～

道路景観改善にあたっては、道路機能としてのドライバーや歩行者の安全性、快適性を保持しつつ、道路周辺の遠景や近景などの地域が有する個性を有して、美しい道路景観として形成されることが必要です。

①道路空間の改善の視点

この基本方針実現に向けて、道路本体、道路占用物、道路付属物、道路植栽などの道路空間においては、必要機能以上の景観的意味合いを持たせず、「飽きのこないシックなデザイン」「動的景観への配慮」「沿道景観との調和」などの視点による景観改善への配慮が求められます。

②沿道や遠景の景観づくりの視点

本来の地域の個性や美しさを創出する沿道空間及び遠景においては、「地域の個性あふれる美しい景観づくり」の視点による景観改善への配慮が求められます。

(4) 十文字地区の「道路景観好感度」を向上するためのとりくみ

道路の景観を図る指標「道路景観好感度」を向上するために、必要となる取組みは以下のとおりです。
この改善のためには、道路管理者、自治体、地域住民が一体となって取り組んでいくことが必要です。

| 道路景観区分 | 項目 | 道路景観好感度の高い景観づくり |
|---|---|---|
| 道路空間 | 標識等の最適化 | ・ 標識枚数の削減<br>・ 標識･信号支柱等の削減 |
| | 道路付属物（防護柵、防雪柵など）の更新 | ・ シンプルな形状、周辺の色との調和を図った色での統一<br>・ 同一形状の連続性を高める（改変の延長を長くする） |
| | 緑化の推進 | ・ 緑の量より質（管理されている状態）の充実<br>・ 緑地は管理されないのであれば無い方がよい<br>・ 地域住民参画のための支援が必要である<br>・ 住民による管理された花、緑づくりの実践 |
| 沿道･遠景 | 住民による緑化活動の実践 | |
| | 沿道の景観形成 | ・ 昇り旗、屋外広告物の削減<br>・ 電線、電柱の撤去 |

■ 今後「十文字地区道路景観検討会」について ～検討から実践へ～

十文字地区道路景観検討会では、道路景観改善の基本方針の策定や景観の指標化などの検討が行われ、成果をあげてきました。

「検討から実践へ」と十文字地区の道路景観づくりは次のステップに進むこととなります。平成 18 年度には、モデル区間のうち、部分的な整備を行っていきます。そのための地域住民等との協議が始動しています。

十文字地区道路景観検討会は、今後、地域住民や道路管理者等の協働で行われる景観整備に対して、ドライバーの視点、専門的視点からアドバイスを行うとともに、整備後の景観改善の検証を行う機関として継続して開催されることとなります。

## ▼第６回検討会での主な意見

① 地域住民等と協働体制のためには、子どもたちとお年寄りが一緒に何かやることで、その行事が面白いという反応が得られれば、継続できるのではないか。
② 地元の人だけではなく、横手市全体などの広く呼びかけて、イベント等を開催しながらやってみてはどうか。
③ この取組みは、市民参加型まちづくりの一つの事例となる。成功事例となることで、これまで県外の事例ばかりを参考にしてきたが、十文字に事例があるとなれば、秋田県内でもこのような取組みがやりやすくなるのではないか。
④ 十文字地区道路景観づくりのキャッチフレーズ（案）が 3 つの候補が挙げられたが、これを検討会案として公表した上で、市民から募集してはどうか。

**案１ ：「ここ 街しるべ街道」**
**案２ ：「みちみらい十文字 美しみちづかい」**
**案３ ：「猩々の道、美しい“きゃど”づくり」**

※キャッチフレーズについては、今後 HP 等により皆様からご意見を伺う機会を設けることとします。

## ▼今後の方向性・お問い合わせなど

**平成１８年度には、十文字地区において、景観好感度の向上のための具体的なとりくみを始めます。**
**地域の方々からのご協力を頂きながら、モデル区間において歩道や防護柵、緑地などの整備が始まることとなります。**
**計画や整備の進め方に応じて、今後も、ニュースペーパーを発行させて頂きますのでよろしくお願い申し上げます。**

**ご意見･お問い合わせは下記までお願いします。**
**国土交通省 湯沢河川国道事務所 道路管理課**
**〒012-0862 湯沢市関口字上寺沢 64 番地 2 号 TEL：0183-73-3174 FAX：0183-72-2025**

**湯沢河川国道事務所ホームページ内に、十文字地区道路景観改善検討会が紹介されています。検討経緯や景観改善に向けた取組など詳しい内容については、こちらをご覧ください。**
**ＵＲＬ http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/02_miti/miti_index.htm**